

御嵩町新庁舎建設 基本計画

令和元年 9 月

御嵩町

目 次

I. 新庁舎建設の背景	1
1. 基本計画策定の趣旨	1
2. 新庁舎建設に至る経緯.....	2
3. 基本計画の検討経緯	3
II. 新庁舎に必要な機能に係る整備方針の検討	4
1. 基本理念・基本方針	4
2. 新庁舎に求められる導入機能	5
3. 新庁舎の規模	19
III. 計画地の条件整理	22
1. 計画地の立地特性	22
2. 計画地の利用計画	24
IV. 概算事業費の算定	26
1. 事業方式の整理	26
2. 発注方式の整理.....	27
3. 概算事業費.....	28
4. 財源	29
5. 長期修繕計画.....	30
6. ライフサイクルコストの算定	32
7. ライフサイクル CO ₂ の算定.....	33
V. 事業スケジュール	34
VI. 参考資料	35
1. 御嵩町新庁舎建設検討委員会.....	35
2. 新庁舎整備特別委員会最終報告書.....	43

I. 新庁舎建設の背景

1. 基本計画策定の趣旨

2018（平成30）年4月から2019（令和元）年9月にかけて御嵩町新庁舎建設基本計画（以下、「基本計画」）策定業務を進めてきました。基本計画では、2018（平成30）年7月策定の御嵩町新庁舎建設基本構想（以下、「基本構想」）の方針のもと、新庁舎の基本的な考え方をまとめるために、町民や有識者によるワークショップでの報告などを条件整理し、検討を進めてきました。

新庁舎の整備にあたっては、現庁舎が抱える課題を解決するだけでなく、御嵩町第五次総合計画に定める御嵩町の目指す姿である、「良好な環境を誇りとするまち」「笑顔で育ちあうまち」「みんなが支えあうまち」「多くの人が行き交うまち」「暮らしてみたいくなるまち」を実現し、御嵩町の都市拠点機能を担う施設となることが求められます。

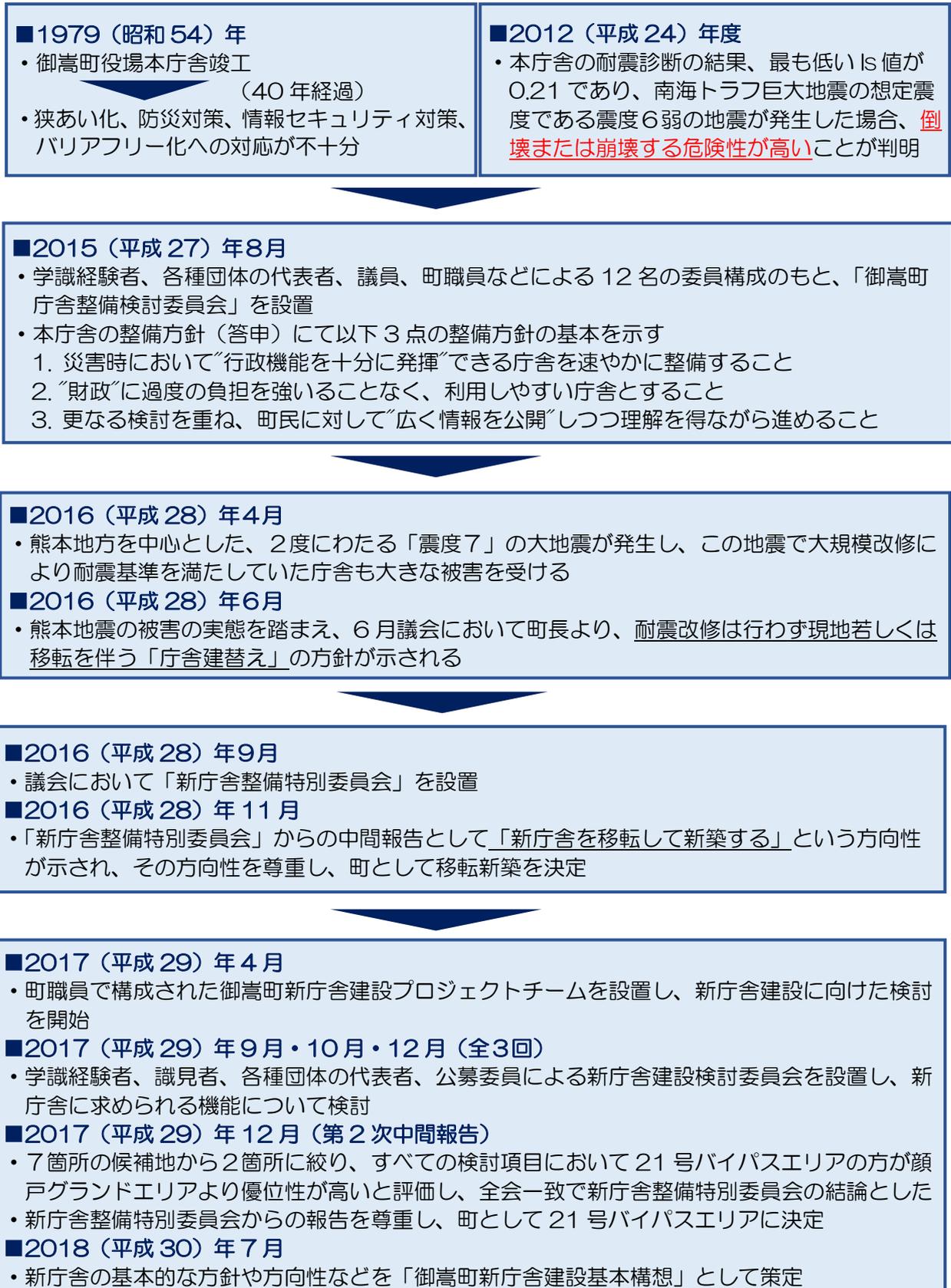
これからの社会や町民のニーズをしっかりと捉え、新庁舎に導入すべき機能や新庁舎の規模、施設計画及び財源等、多方面から検討を行い、新庁舎の整備にあたっての基本的な方針を基本計画として策定しました。

この基本計画は引き続き進められる基本設計、実施設計の指針となります。



【図-1 新庁舎の整備フロー】

2. 新庁舎建設に至る経緯



3. 基本計画の検討経緯

(1) 新庁舎建設検討委員会の開催

庁舎の導入機能について、町民・専門家の立場から意見交換等を行うため、学識経験者、識見者、各種団体の代表者、公募委員によって構成される御嵩町新庁舎建設検討委員会を以下のとおり全3回にわたって開催しました。現庁舎の課題の把握、新しい庁舎に望むことなどについて議論し、その結果を基本構想及び基本計画に反映しました。

■御嵩町新庁舎建設検討委員会の概要

●第1回 2017（平成29）年9月7日（木）

- ・事業概要の説明
- ・庁舎の現状と建替えの経緯について
- ・庁舎の参考事例紹介

●第2回 2017（平成29）年10月23日（月）

- ・ワークショップ開催の目的・進め方の説明
- ・新庁舎に求められる機能についてワークショップの実施

●第3回 2017（平成29）年12月14日（木）

- ・前回ワークショップのまとめ
- ・現庁舎の課題の説明
- ・前回のワークショップ結果を反映した導入機能案について

●報告 2018（平成30）年3月13日（火）

- ・辻充孝委員長と山口健副委員長より、「新庁舎に求められる機能等」について町長へ報告

(2) 御嵩町新庁舎建設プロジェクトチーム会議の開催

御嵩町新庁舎建設にあたり、新庁舎の整備方針を検討するため、概ね30代及び40代を中心とした若手職員で構成されたプロジェクトチームを設置しました。

プロジェクトチーム会議では、現庁舎が持つ問題点の把握や新庁舎に求められる主な役割、導入すべき機能等に関して、庁舎を今後数十年に渡り利用する若手職員の視点で調査研究を行い、町民及び職員の誰もが利用しやすい庁舎となるよう検討を進めてきました。

Ⅱ. 新庁舎に必要な機能に係る整備方針の検討

1. 基本理念・基本方針

基本構想では、防災拠点としての役割をはじめ、現庁舎が抱える様々な課題を解決するとともに、質の高い町民サービスの提供や環境モデル都市として森林資源である地域産材を活用した木造庁舎建設の実現を目指す等の方針を示し、以下の基本理念と4つの基本方針を定めました。

■新庁舎の基本理念

日ごろから町民や職員が親しみを持って集い活用できる

やさしく、つよく、あたたかい庁舎

■新庁舎の基本方針

視点① 耐震性

防災性・安全性
災害対策本部

基本方針1 安心・安全な庁舎

- ・大規模災害が生じた場合でも災害対策本部としての役割を果たすことができる庁舎とします。
- ・災害に強く、万が一の際には町民を守る庁舎とします。

視点② 町民サービス

ユニバーサルデザインの対応
地域交流拠点の整備

基本方針2 町民に愛され、利用しやすい庁舎

- ・高齢者、障がい者など誰にでもわかりやすく利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れた庁舎とします。
- ・地域交流に貢献し、広く町民に活用され、末永く愛される庁舎とします。

視点③ 経済性・効率性

建設費用の抑制・補助金利用
省エネ・維持管理コスト縮減

基本方針3 スリムで機能的な庁舎

- ・初期の建設費用だけでなく、ライフサイクル全体を見据えたコスト縮減を図ります。
- ・効率よく、質の高い行政サービスの提供ができる庁舎とします。

視点④ 環境モデル都市

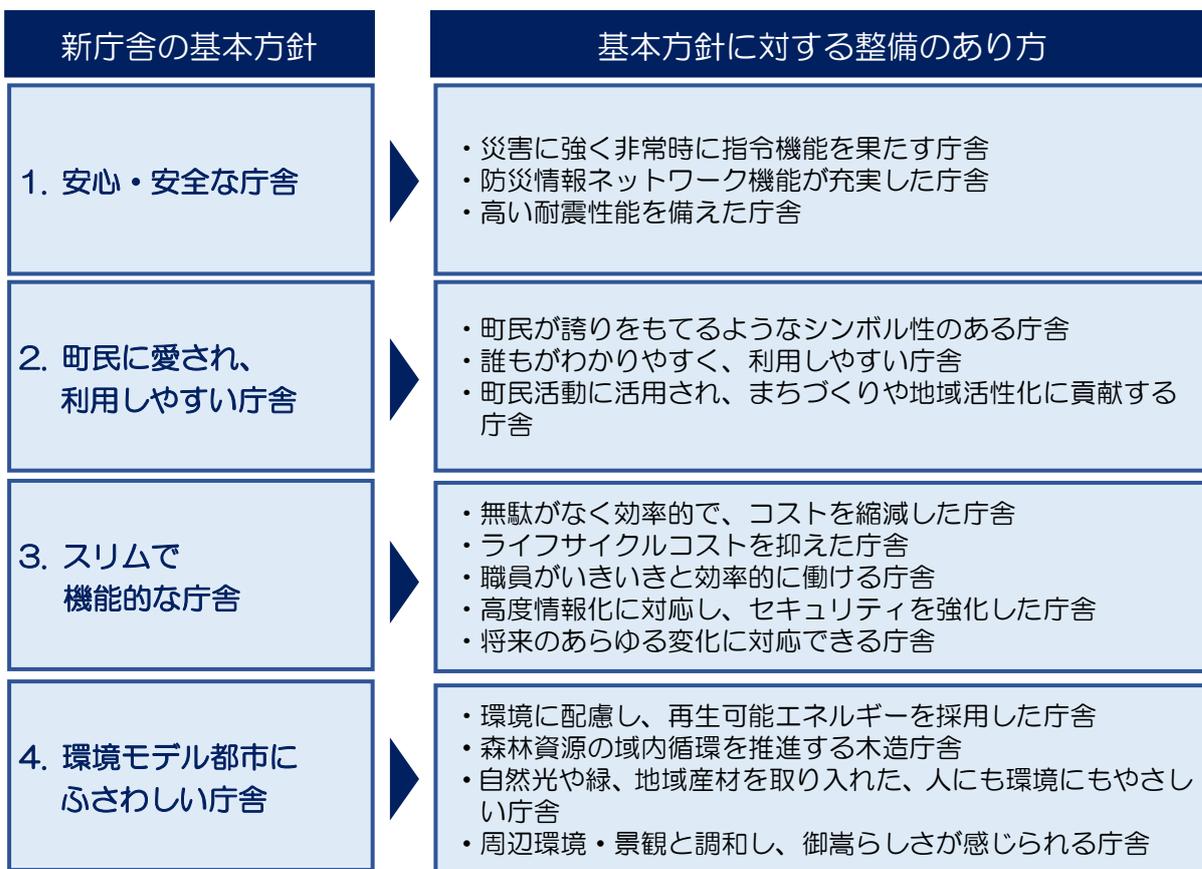
環境に配慮したまちづくり
木のぬくもりを感じる木造庁舎

基本方針4 環境モデル都市にふさわしい庁舎

- ・低炭素型社会の実現に向けて、周辺環境と地球環境に配慮した庁舎の建築と周辺整備を計画します。
- ・地域産材を活用した木造庁舎とします。

2. 新庁舎に求められる導入機能

基本構想では、4つの基本方針に基づき、新庁舎に求められる導入機能をまとめました。基本方針に対する整備のあり方と、新庁舎に求められる導入機能は以下のとおりです。



導入機能方針

1. 災害対策拠点機能

- ①災害対策本部 ②災害対策対応スペース ③ライフラインのバックアップ機能

2. 町民サービス機能

- ①窓口 ②相談コーナー ③駐車場 ④その他スペース

3. 町民交流活動機能

- ①町民協働・交流スペース ②町民活動展示コーナー ③多目的スペース
④行政情報提供スペース

4. 行政執務機能

- ①執務室 ②情報通信 ③会議・打合せスペース

5. 議会機能

- ①議場 ②傍聴席 ③委員会室等 ④セキュリティの確保

6. 環境共生・省エネルギー機能

- ①省資源・省エネルギー機能 ②緑化の推進 ③森林資源の循環利用

各機能を整備するにあたり、全ての施設利用者が円滑かつ快適に利用できるようにユニバーサルデザインを取り入れた整備を進めます。

(1) 災害対策拠点機能

①災害時、中枢機能となる**災害対策本部**

新庁舎は、災害時に応急対応、復旧・復興の活動拠点となることから、災害対策本部として構造上十分な安全性を確保し、必要な機能を備えます。また、町内の被災状況の把握や、災害対策本部からの情報を発信する情報通信設備機器を設置します。

②災害発生時に備えた**災害対策対応スペース**

食料、飲料水等の備蓄品、災害支援物資を保管する防災倉庫を確保します。また、マンホールトイレやかまどベンチ等、災害時に避難場所として利用できる防災広場などの拠点避難地を整備します。さらに、災害時には町民の避難場所や自主防災組織の活動拠点としても利用できる防災拠点施設（町民ホール）を整備します。また、避難場所へのアクセスや、緊急車両の進入経路を確保するため、周辺道路の整備をします。

③**ライフラインのバックアップ機能**

3日間以上連続運転が可能な自家発電装置、電力供給の多重化、太陽光発電や蓄電池、雨水の活用等、ライフラインが途絶えた場合でも必要な業務や災害支援活動の持続が可能な庁舎とします。

整備を検討する主な機能

- 災害対策本部
- 情報通信設備機器
- 防災倉庫
- マンホールトイレ・かまどベンチ等
- 防災広場・拠点避難地
- 防災拠点施設（町民ホール）
- 自家発電装置・太陽光発電・蓄電池・雨水の活用等



【災害対策本部/新城市】



【防災広場/北方町】



【自家発電装置/新城市】



【充電スポット/御嵩駅駐車場】



【かまどベンチ/御嵩町
防災コミュニティセンター】



【防災広場/本巢市
全天候型スポーツ施設】

◆耐震性の目標について

新庁舎は、市民の安全、安心を守る重要な拠点であり、災害対策本部等の総合的な防災拠点としての十分な機能確保が求められることから、国土交通省が官庁施設の特性に応じて耐震安全性の目標を定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震性能（Ⅰ類・A類・甲類）を確保します。

【表-1 耐震安全性の分類と目標】

部位	分類	重要度係数	耐震安全性の目標	対象施設	目標IS値
構造体	Ⅰ類	1.5	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。	拠点庁舎 拠点病院	0.9 以上
	Ⅱ類	1.25	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。	学校 避難施設	0.75 以上
	Ⅲ類	1.0	大地震動後により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。	上記以外の一般公 共建築物	0.6 以上
非構造部材	A類		大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。		
	B類		大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。		
建築設備	甲類		大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。		
	乙類		大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。		

※重要度係数：耐震性能について、施設の重要度に応じて乗じる係数のこと。

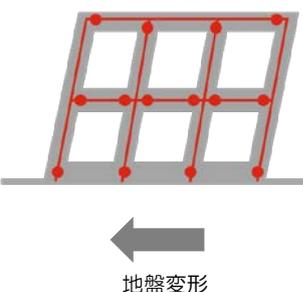
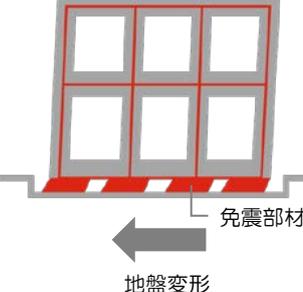
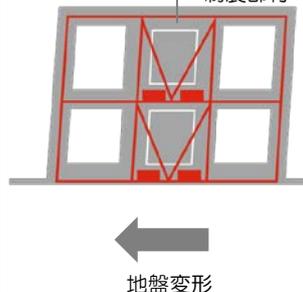
『官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成 25 年)』

: 本施設の該当項目

◆構造形式について

構造形式は、基本設計において敷地地盤の特性や建物の構造形式などを踏まえた検討を行い、建設工期、建設費用、維持管理コスト等を総合的に加味して決定します。

【表-2 耐震・免震・制震構造の比較】

項目	耐震構造	免震構造	制震構造
イメージ			
概要	建物自体が地震に耐えられるような強度(柱・梁等)で地震で生じる揺れに耐えるように設計された構造である。	建物と地盤の間に免震装置を設置し、建物を地面から切り離すことにより、建物に入る地震力を吸収する構造である。	建物に制震装置(ダンパー)を組み込んで揺れと逆方向に構造物を移動させるなどにより地震力を吸収し、地震から構造物を守る。
特徴	揺れが大きく、壁や家具等が損傷しやすいため、移動の可能性があるものは躯体等に堅固に固定する必要がある。	建物がゆっくり揺れるので、ひび割れ等の損傷が少なく、室内の家具も転倒しにくい。	大きい揺れに対しては低減されるが、什器や家具等の破壊の恐れはある。
維持管理	通常の維持管理が必要である。	通常の維持管理に加え、毎年の点検、5年間隔程度の定期点検が必要となる。	通常の維持管理に加え、大地震後には臨時点検が必要である。
適正範囲	建物上層部の揺れが大きくなるので、高層建築には不向きである。	低層～中層建物にて有効である。軟弱地盤には設置が困難である。	高層～超高層建物に特に有効である。
一般的な費用負担	制震構造や免震構造と比べ、コストは低い。	耐震構造や制震構造と比べ、コストは高くなる。	耐震構造と比べ、コストは高くなるが、免震構造よりは低い。

(2) 町民サービス機能

①明るく開放感のある、利用しやすい窓口

窓口は、来庁者の相談内容や特性に合わせて、車椅子対応のローカウンターやハイカウンターを適正に配置します。また、町民の利用頻度が高い部署は、庁舎の1階部分に集約します。

窓口の案内表示は、高齢者や障がい者、外国人等、誰もが見やすく来庁者の利用目的に応じた分かりやすい表示とします。

②気軽に相談できる相談コーナー

相談コーナーは、利用者が安心して相談できるように、必要に応じてプライバシーに配慮した相談室や仕切り板等を設置します。

③誰もが利用しやすい駐車場

通路と駐車スペースを広く確保し、利用しやすい駐車場とします。また、障がいのある方や高齢者の利用に配慮し、おもいやり駐車場からエントランスまでは、雨に濡れずアプローチ可能な駐車場とします。

④その他スペース

授乳室、ベビーベッド、キッズスペース等を設置し、子育て中の方もゆっくり快適に用務ができるよう配慮します。

また、エレベーターの設置や各階にオストメイト対応の多目的トイレを配置するなど、ユニバーサルデザインに配慮します。

整備を検討する主な機能

●窓口

●キッズスペース



【案内窓口/新城市】

●駐車場

●エレベーター



【おもいやり駐車場/半田市】

●相談コーナー

●多目的トイレ



【相談室/北方町】



【キッズスペース/住田町】



【エレベーター/大野市】



【多目的トイレ/真庭市】

(3) 町民交流活動機能

①気軽に利用できる**町民協働・交流スペース**

防災拠点施設の通常時の利活用方法として、400～500人程度が利用できる町民ホールとし、防災広場等の拠点避難地は、広場としてベンチを設置し、交流やにぎわいの生まれる場を整備します。

また、利用者が落ち着きとゆとりを感じるロビースペースを確保するとともに、需要に見合った売店やATMの設置を検討します。

②**町民活動展示コーナー**

庁舎のロビースペースの一角に、町民や子どもたちが制作した作品等を展示できるコーナーを整備します。

③**多目的スペース**

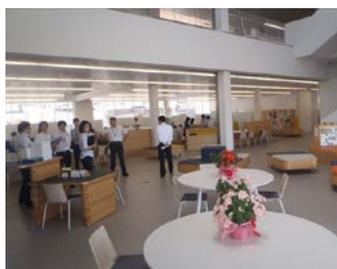
庁舎内や屋外に、町民がさまざまな利用目的に沿って自由に利用できるスペースを整備します。

④**情報が共有できる行政情報提供スペース**

町政や町民活動、地域観光に関する情報、資料等を閲覧でき、情報提供できる場を整備します。

整備を検討する主な機能

- 多目的利用空間
- 情報提供スペース
- ベンチを設置した広場
- 防災拠点施設（町民ホール）
- ロビースペース
- 展示コーナー



【交流スペース/北方町】



【情報コーナー/岐阜市】



【交流広場/岐阜市】



【小劇場/可児市】



【ロビー/北方町】



【町民活動展示コーナー/岐阜市】

(4) 行政執務機能

① 高効率な執務室

事務の効率化やコミュニケーションの活性化を図り、機能的な執務環境とするため、必要なスペースの確保、働きやすい動線を考慮したワークスペースのレイアウトや機器の配置とします。さらに、将来の執務空間の変更に柔軟に対応できる平面計画とします。

また、文書類のデータ化、収納スペースの効率的な確保とともに、AI（人工知能）をはじめとする先進技術を活用した行政サービスについて研究し、導入を検討します。

② セキュリティを強化した情報通信

情報セキュリティ管理、防犯セキュリティ機能の強化を図るとともに、サーバー室は十分なスペースを確保し、地震、火災、水害に耐える構造とします。

情報化の動向を見据え、将来のニーズの変化に対応できる整備とします。

③ 会議・打合せスペース

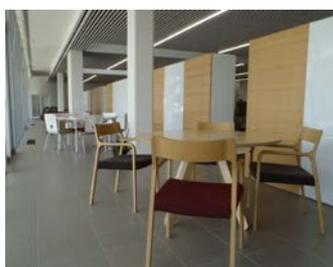
コミュニケーションを活性化させる環境を整え、様々な利用目的に合わせた大小の会議室・打合せスペースを整備します。

整備を検討する主な機能

- 働きやすい動線を考慮した執務空間
- 執務空間の変化に柔軟に対応できる平面計画
- 地域産材の活用
- セキュリティ機能の強化
- サーバー室
- 大小の会議室・打合せスペース



【オープンフロア/設楽町】



【打合せスペース/北方町】



【防犯セキュリティ/北方町】

◆ 会議室の多目的利用

利用目的に合わせて会議室の大きさを変更できるように移動間仕切りでの分割利用を検討します。移動間仕切りで分割することにより、会議の規模に合わせてスペースの調整ができるなど、会議以外の多目的な利用が可能になります。



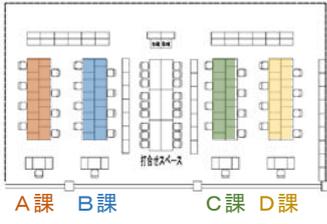
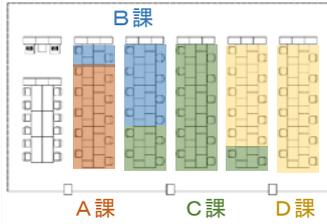
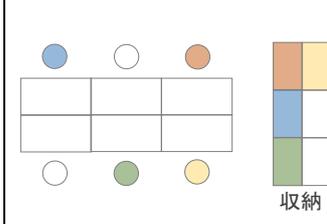
シアター形式 ——— スクール形式 ——— 分割利用イメージ

【図-2 会議室の利用例】

◆オフィスレイアウトの検討

適切なオフィスレイアウトを検討し導入することで、機能的かつ効率的な執務空間の整備を図ります。

【表-3 オフィスレイアウトの比較】

項目	島型オフィスレイアウト (現庁舎レイアウト)	ユニバーサルレイアウト	フリーアドレス レイアウト
レイアウト (参考)			
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・部署、課を1つの単位として並べ、様々な単位が混在したレイアウト。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織構成に依存せずにデスクのレイアウトを標準化することで、組織人員の変動に対してレイアウト変更せずに「人」や「書類」の移動のみで対応できるレイアウト。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の1人1つのデスクという考え方ではなく、基本的に席は自由で執務形態に合った場所を自分で選ぶレイアウト。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・組織単位でのコミュニケーションが図りやすい。 ・組織単位での書類、備品管理がしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スペースの有効利用を図ることができる。 ・1人当たりのデスク間口の幅を調整し、人数の変更に対応することができる。 ・レイアウト変更の手間を最小限にすることができる。 ・レイアウトの形状がシンプルになり動線が明確になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な執務スペースを設けることで、職員が業務特性に応じて自由に席を選択することができる。 ・収納スペースの集約やOA機器の共有化等を行うことができるため、執務スペースを効率よく利用することができる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・部署間のコミュニケーションが取りにくい。 ・組織変更時に什器のレイアウト変更、配線工事、引越越し作業が発生する。 ・個室の大きさや配置を変更する際に、間仕切りを見直す必要がある。 ・災害時の避難動線を確保する上で適正な通路幅の確保がされていない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部署間の境界が不明確になる。 ・大規模なレイアウト変更が必要となった場合、変更の手間がかかる。 ・デスクが整然と規則的に並ぶことから、職員の位置が視覚的に分かりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が庁内に在席しているかどうか、どこに座っているかが分かりづらく、連絡を取りたい職員と瞬時にコミュニケーションをとることが難しくなる。 ・デスクに個人の荷物置き場がないため、紙の資料を閲覧する機会が多い職場では、書類の保管されている場所への移動が多くなり不便になる。

◆執務スペース平面基本パターンの検討

執務スペース及び業務サポートゾーン（会議室や書庫など執務スペースに隣接して計画することが望まれる機能スペース）の計画に当たり、基準階コアの配置検討が必要です。建築計画における「コア」とは、エレベーターや階段等の縦動線、機械室や配管等設備スペース及びトイレ等の水廻りなどを集約させた場所を指し、建築計画上積層して配置することで、計画の合理化が図りやすく、また、その他の空間を比較的自由に計画することが可能となります。

以下に、片側コアタイプ及び両端コアタイプの比較を示します。

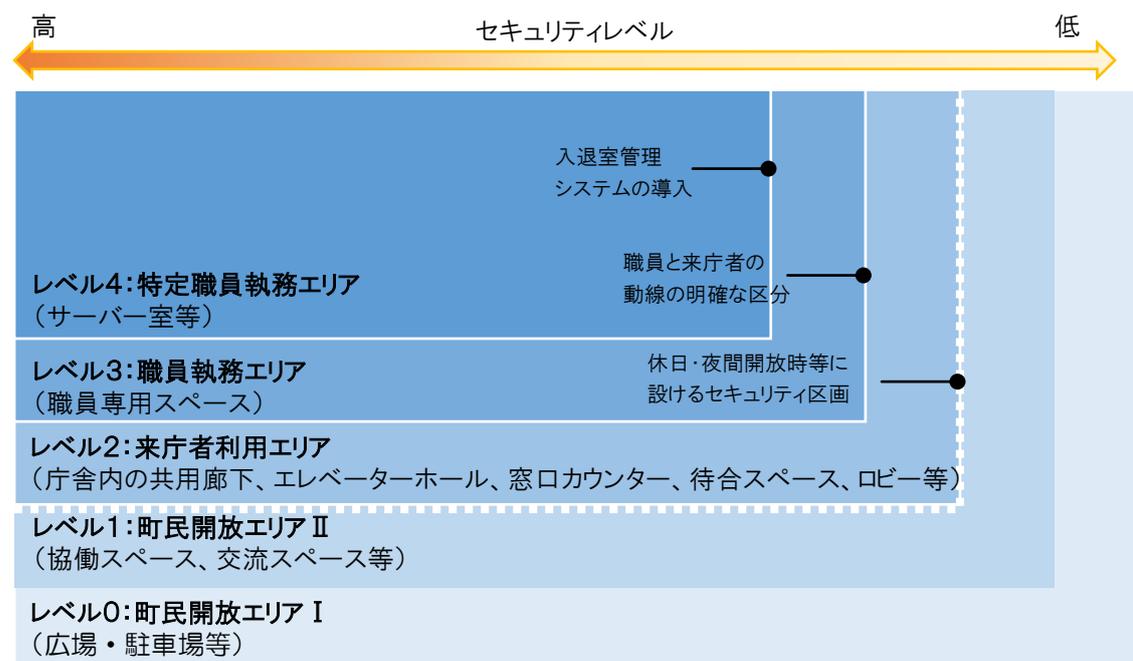
【表-4 平面コアタイプの比較】

項目	片側コア		両端コア
	中廊下+執務スペース	片廊下+執務スペース	中廊下+執務スペース
模式図			
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・業務サポートゾーンが執務スペースの通路に対して反対側に配置されるため、来庁者と職員の動線が交錯する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・執務スペースと業務サポートゾーンは隣接し合うため、動線が短くなる。 ・来庁者と職員の動線分離が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・執務スペースが通路によって分割されるため、ある程度の床面積が必要となる。
執務空間	<ul style="list-style-type: none"> ・執務空間が各階の中心通路に面しているため、利用者が目的の窓口を探しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・執務空間が各階の通路に面しているため、利用者が目的の窓口を探しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・執務スペースが二分割されるため、レイアウト変更等の柔軟性に欠ける。
縦動線	<ul style="list-style-type: none"> ・縦動線が両端に計画されるため、利用者にとって分かりやすい計画となる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・吹抜けにエレベーター及び階段を計画した場合、利用者からの視認性が高く分かりやすい計画となる。

◆セキュリティレベルの設定

庁舎の機能に応じたレベル0～4のセキュリティレベルを検討します。各レベルにおいて想定する考え方は、以下のとおりです。

<p>レベル0：町民開放エリア I</p> <p>敷地内で町民が自由に利用できるエリアとして、広場や駐車場等建物周辺の範囲を想定します。</p>
<p>レベル1：町民開放エリア II</p> <p>建物内で町民が自由に利用できるエリアとして、協働スペース、交流スペース等は開放する範囲を設定し、閉庁日や開庁時間外の利用も想定します。</p>
<p>レベル2：来庁者利用エリア</p> <p>庁舎内で町民が自由に利用できるエリアとして、庁舎内の共用廊下、エレベーターホール、窓口カウンター、待合スペース、ロビーを想定します。</p>
<p>レベル3：職員執務エリア</p> <p>職員のみが利用できるエリアとして、行政情報等の保護の観点から、原則、来庁者の立ち入りは不可とし、職員専用スペースを想定します。</p>
<p>レベル4：特定職員執務エリア</p> <p>特定の職員のみが利用できるエリアとして、行政情報の中でも特に重要で機密性の高い情報などを扱うサーバー室等のスペースを想定します。</p>



【図-3 セキュリティ構成イメージ】

(5) 議会機能

①議場

議場は、天井を高くするなど開放感のある空間とし、地域産材を活用することで木のぬくもりや親しみを感じるデザインとします。議場の席等については、災害時の利用を踏まえ一部着脱式を検討します。

議場設備については、インターネット中継、録音・録画機器、タブレット端末の設置など、情報通信技術に対応した議場システムの導入について検討します。

②傍聴席

町民が議会を傍聴しやすく、町民に開かれた傍聴席スペースを計画します。また、障がい者や高齢者など、町民の誰もが利用しやすく、円滑かつ快適に利用できるようユニバーサルデザインを取り入れます。

③委員会室

委員会室は、活発な議論が行えるように必要な機能を充実し、全ての委員会が開催可能な施設とします。

④セキュリティの確保

議会の独立性や、様々な情報保護、不審者の侵入防止などの防犯の観点から、来庁者及び議員（職員を含む）の立入り（利用）可能な場所を明確にするなど、セキュリティの確保に配慮します。

整備を検討する主な機能

- 地域産材を活用した議場空間
- 見やすい傍聴席
- 情報通信技術に対応した議場システムの導入
- 議場への動線に配慮した計画



【木のぬくもりがある議場/
下諏訪町】



【折りたたみ式傍聴席/
下諏訪町】



【委員会室/岐南町】

◆議場形式の検討

町民や職員も利用しやすい議場の配置形式を検討します。

【表-5 議場形式の比較】

項目	イメージ	メリット	デメリット
直列形式		<ul style="list-style-type: none"> ・最も効率的に面積を確保できる。 ・傍聴席から執行部の表情の確認ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴席から議員の表情は確認できない。 ・議員同士の表情は確認できない。
対面形式		<ul style="list-style-type: none"> ・効率的に面積を確保できる。 ・傍聴席・議長席から議員と執行部双方の表情が確認できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員同士の表情は確認できない。
円形形式		<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴席から一部議員と執行部の表情が確認できる。 ・一部議員同士の表情が確認できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的に面積を確保できない
馬蹄形式		<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴席から一部議員と執行部の表情が確認できる。 ・議員同士の表情が確認できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的に面積を確保できない

新庁舎整備特別委員会の議場施設等の協議報告を受け、馬蹄形式での配置検討を進めています。

◆議場の床形式の比較

【表-6 議場の床形式の比較】

項目	ひな壇	平土間
模式図		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・議場内の床に段差を設ける形式。 ・後方の執行部・議員の床が高くなるため、見やすい。 ・ユニバーサルデザインに配慮できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議場内の床をフラットにする形式。 ・同じレベルとなるため、後方の執行部・議員は見えにくい。 ・ユニバーサルデザインに配慮できている。

◆議場と傍聴席の床レベルの関係比較

【表-7 議場と傍聴席の床レベルの関係比較】

項目	議場と傍聴席が同一平面	議場と傍聴席が同一階	議場の上階に傍聴席
模式図			
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・議場がやや見えにくい。 ・議場と傍聴席の間のセキュリティがとりにくい。 ・ユニバーサルデザインに配慮できている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議場がやや見やすい。 ・議場と傍聴席の間のセキュリティがややとりにくい。 ・傍聴席がやや高くなり、コスト高となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議場が見やすい。 ・議場と傍聴席の間のセキュリティがとりやすい。 ・傍聴席が高くなり、コスト高となる。

(6) 環境共生・省エネルギー機能

①省資源・省エネルギー機能

環境負荷縮減のため、自然採光・通風のほか、雨水利用や、太陽光発電・燃料電池・蓄電池など再生可能エネルギーを積極的に利用し、省エネルギー技術の採用と合わせて環境負荷及びランニングコストの縮減を検討します。

建物の長寿命化のため、屋根は雨漏りしないシンプルな形状とするなど建物の耐久性、維持管理のしやすさにも配慮し、劣化の軽減を図ります。

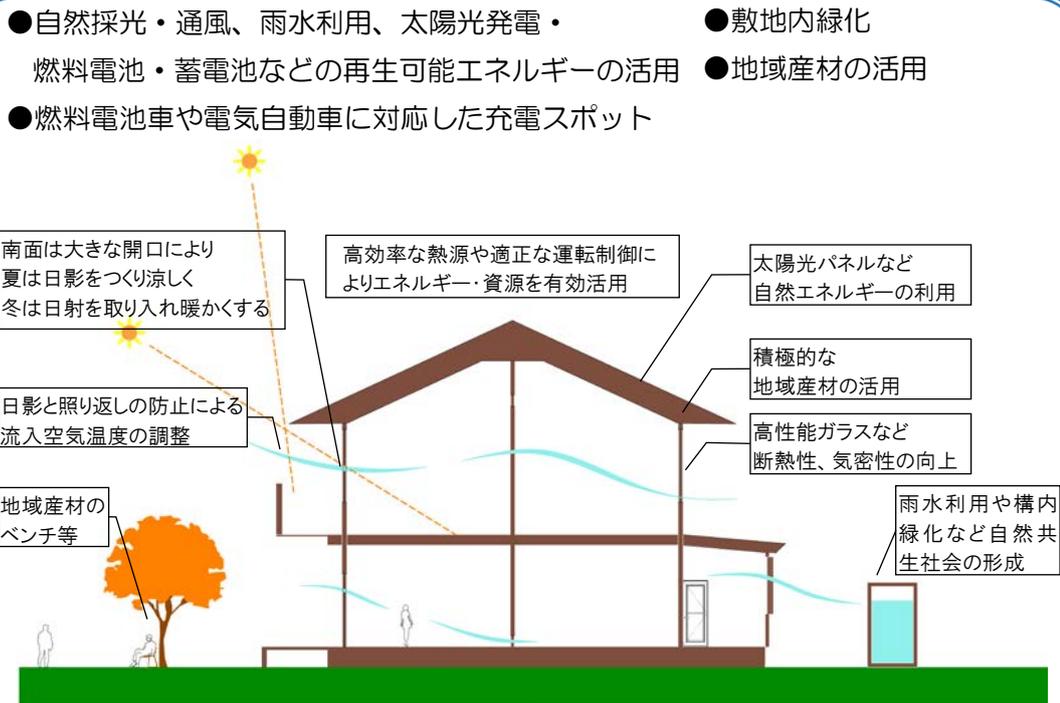
②緑化の推進

環境負荷低減や来庁者憩いの場創設のため、可能な部分で敷地内緑化等を検討します。

③森林資源の循環利用

本町は、町有林の木材資源を有効に活用し、維持・管理・経営を行う仕組みづくりとして可茂森林組合と森林経営信託契約を締結していることから、森林資源である地域産材を活用するため新庁舎の構造は「木造」とし、木質バイオマス資源の活用を検討します。

整備を検討する主な機能



【図-4 環境負荷縮減に配慮した官庁施設のイメージ】



【地域産材を活用した庁舎/住田町】



【太陽光パネル/新城市】



【日射遮蔽ルーバー/阿久比町】

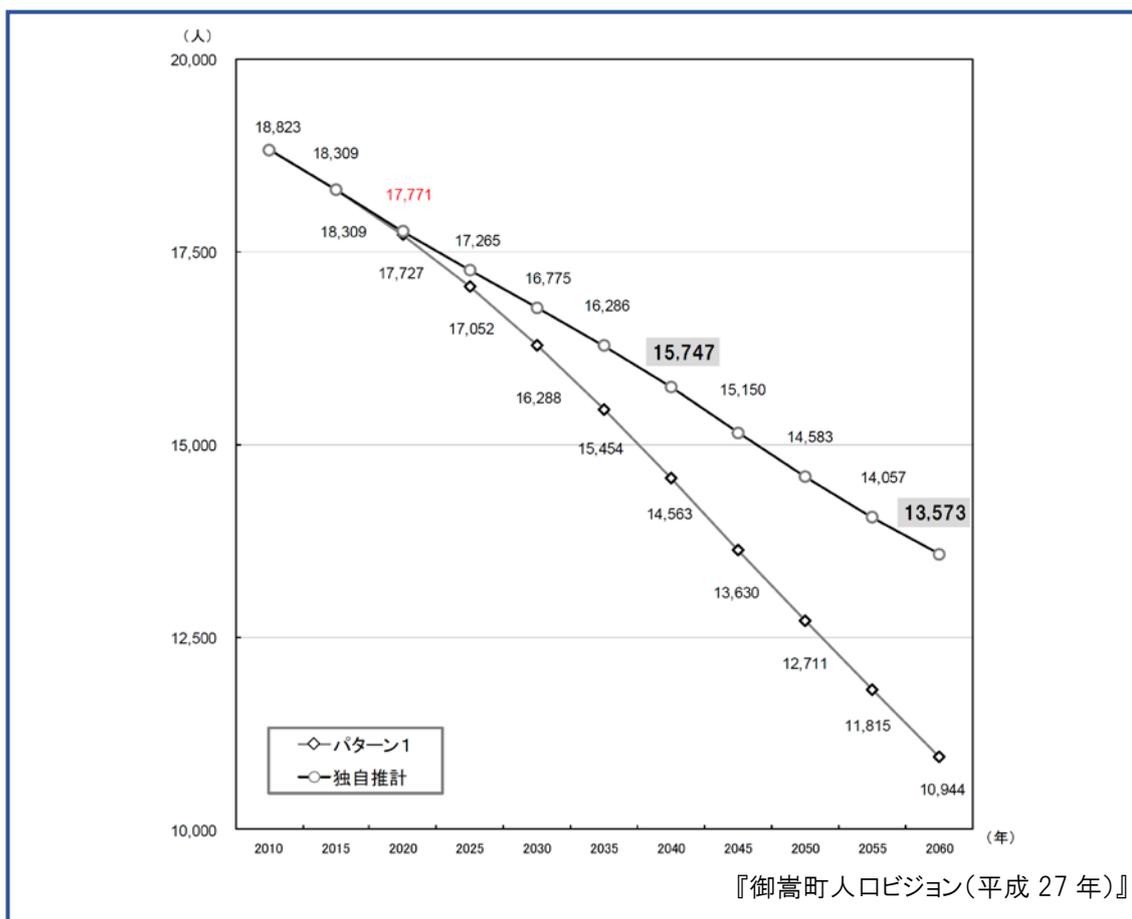
3.新庁舎の規模

(1) 庁舎規模設定の前提条件

新庁舎の規模を設定するための基本的な条件を整理します。

①将来人口

新庁舎の建設時期を踏まえ、御嵩町人口ビジョンによる2020年の御嵩町の推計人口である17,771人とします。



【図-5 御嵩町の将来人口推計】

②想定議員数

御嵩町議会議員定数条例に定める12人とします。

③想定本庁職員数

常勤職員数、臨時職員数合わせて新庁舎計画対象職員数を163人とします。

(2) 延床面積の算定

庁舎の面積算定にあたり、以下の方法で算定を行います。

- ①「旧地方債同意等基準運用要綱等」(総務省基準)による算定
- ②「新営一般庁舎面積算定基準」(国土交通省)による算定
- ③「他団体の事例」による算定

(3) 新庁舎の規模の設定

①各種基準等による面積算定

各種基準による庁舎の規模の算定結果は、以下のとおりです。

算定方法		算出面積	職員一人当たり の 床面積
①	「旧地方債同意等基準運用要綱等」 (総務省基準)による方法	約 4,300 m ²	26.4 m ²
②	「新営一般庁舎面積算定基準」 (国土交通省)による方法	約 3,570 m ²	21.9 m ²
③	類似都市の人口規模により推計する方法	約 4,080 m ²	25.0 m ²
	類似都市の職員規模により推計する方法	約 4,740 m ²	29.1 m ²



区分	算出面積 (延床面積)
想定する庁舎規模	約 3,600~4,700 m ²

各種基準等による算定比較より、想定される職員数 163 人で算定した面積は約 3,600~4,700 m²となります。

②その他の必要機能

その他必要と考えられる機能及び面積については以下のとおりです。

区分	内容	算出面積
防災拠点施設	400~500 人程度が利用できる 防災拠点施設 (町民ホール)	約 1,500~2,000 m ²

③庁舎想定規模まとめ

新庁舎全体面積 (合計) は以下のとおりです。

区分	算出面積
御嵩町新庁舎想定規模	約 3,600~4,700 m ²
防災拠点施設	約 1,500~2,000 m ²

なお、必要面積については今後の検討 (基本設計・実施設計) においても、具体的に検討していきます。

(4) 駐車場・駐輪場の規模の設定

駐車場の規模を算定するに当たり、駐車場利用者の想定は以下のとおりです。

区分		駐車台数(台)	必要面積(m ²)
駐車場	①来庁者用	49	1,225
	②ホール利用者用	83	2,225
	③議員用	12	300
	④車いす使用者用	4	120
	⑤公用車用	50	1,400
	⑥職員用	140	3,500
	駐車台数合計	338	8,770
駐輪場	⑦駐輪場	40	64
必要面積合計			8,834

自動車と自転車の駐車・駐輪台数は、上表に示すとおり、自動車約 330 台程度とし、自転車約 40 台程度と設定します。

なお、駐車台数、駐輪台数は今後の検討においても、具体的に検討していきます。

(5) 計画地の法的条件の整理

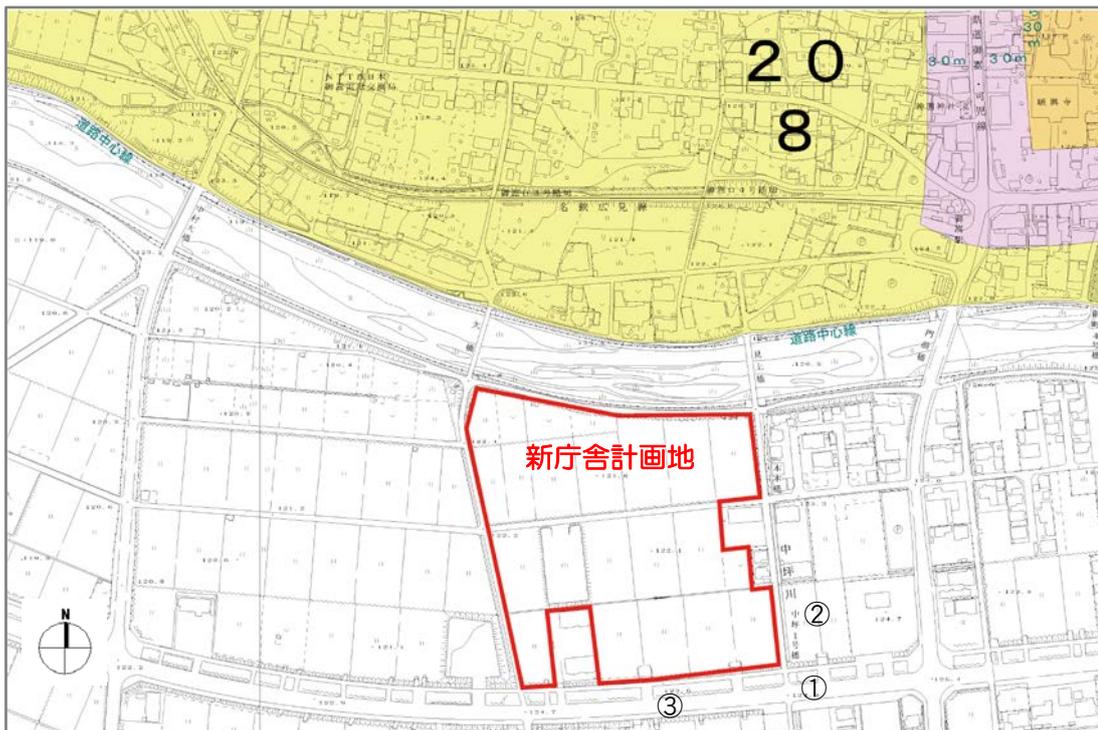
新庁舎の計画地の法的条件は、以下のとおりです。

なお、昨今の豪雨による記録的な災害や南海トラフ巨大地震等に備え、物資搬入や拠点避難地としての防災広場とともに広い駐車場を確保する必要があることから、基本構想時よりも敷地面積を広く確保する予定です。

【表-8 計画地の法的条件】

所在地	岐阜県可児郡御嵩町中字上川原、中坪の一部 ※【図-7】のとおり。
敷地面積	約 3.7ha
地目	田
用途地域	指定なし（白地地域）
建ぺい率	60%
容積率	200%
接面道路	南面：国道 21 号バイパス（第 1 次緊急輸送道路）

【図-7 用途区域図】



2. 計画地の利用計画

(1) 配置計画

新庁舎の配置計画にあたり、「Ⅱ.新庁舎に必要な機能に係る整備方針の検討」の以下の方針を踏まえて、検討を進めます。

■災害対策拠点機能

- ・マンホールトイレやかまどベンチ等、災害時に避難場所として利用できる拠点避難地（防災広場）を検討します。

■町民サービス機能

- ・高齢者や障がい者等にも配慮した、止めやすく利用しやすい駐車場計画とします。

■町民交流活動機能

- ・400～500人程度が利用できる防災拠点施設(町民ホール)を併設します。また、広場やベンチを設置して交流やにぎわいの生まれる場を整備します。

(2) 動線計画

計画地への動線計画は、国道21号バイパスと計画地西側の道路との交差点に新たに信号機を設置し、計画地西側の道路からアクセスできる計画とします。また、計画地内においても、拠点避難地へのアクセス、緊急車両の進入道路並びに保育園や児童館等への動線にも配慮して、敷地内道路を整備します。

(3) 景観と緑化

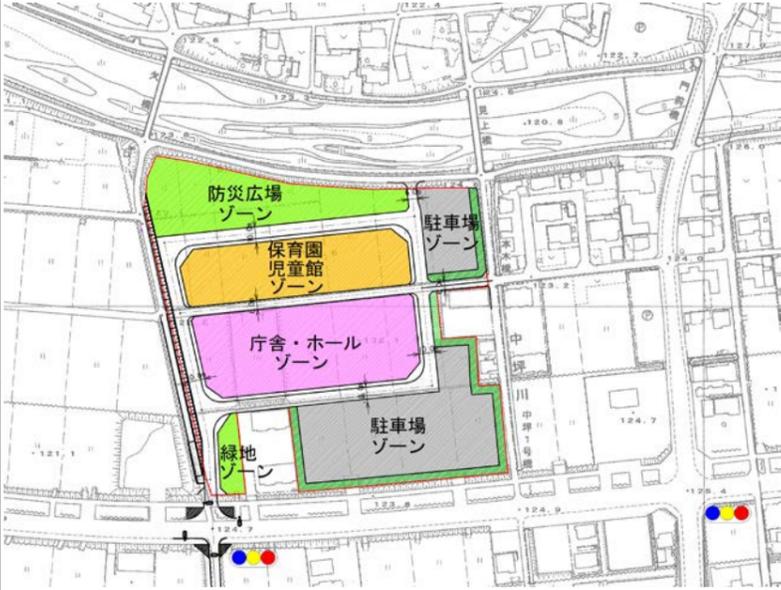
庁舎周りの整備は、周辺環境や街並みと調和した計画とし、建物本体や駐車場、広場等の配置のバランスに留意し快適な空間づくりに配慮します。また、敷地周辺の緑化の推進等、周辺地域の環境向上に努めます。

(4) 雨水排水対策

新庁舎建設地の雨水排水対策として、敷地内排水の貯留について検討します。

建物屋上に降った雨水の再利用や透水性舗装の採用、敷地内に降った雨水を貯留する設備等の設置を検討します。

【配置 3 案比較検討】

比較項目	基本計画第 1 案	基本計画第 2 案	基本計画第 3 案
基本計画図			
計画概要	地区内にて道路をループさせ、各施設に接道させる。	庁舎・ホール敷地面積を優先し、準幹線道路が袋小路となる部分には駐車場を利用した回転広場機能を持たせる。	地区内にて道路延長を短くしてループさせ、各施設に接道させる。道路を短くした分、道路用地が各施設用地に置き換わる。
道路線形	10m 道路延長=約 570m 地区内にて準幹線道路をループさせ、スムーズなアクセスを確保する。	10m 道路延長=約 360m 袋小路となる部分には駐車場を利用した回転広場機能を持たせる。	10m 道路延長=約 470m 地区内にて準幹線道路延長を短くしてループさせ、スムーズなアクセスを確保する。
保育園・児童館へのアクセス	信号交差点より 約 160m	信号交差点より 約 150m	信号交差点より 約 150m
庁舎・ホール敷地	敷地面積 約 7,100 ㎡ 敷地面積が少ない。	敷地面積 約 10,000 ㎡ まとまりのある敷地となっている。	敷地面積 約 6,600 ㎡ 敷地面積が少ない。
保育園・児童館敷地	敷地面積 約 5,000 ㎡ 横長の敷地となるが全周道路に接道する。	敷地面積 約 5,000 ㎡ 縦長の矩形敷地となる。	敷地面積 約 5,000 ㎡ 整形な敷地形状となる。
駐車場敷地 A=330 台*25 ㎡=8250 ㎡ (緩衝帯等を考慮し 2 割増 9900 ㎡)	敷地面積 約 10,100 ㎡ バス、電気自動車、身障者用、緩衝帯を考慮した十分なスペースが確保できる。	敷地面積 約 9,900 ㎡ バス、電気自動車、身障者用、緩衝帯を考慮した十分なスペースが確保できる。	敷地面積 約 11,400 ㎡ バス、電気自動車、身障者用、緩衝帯を考慮した十分なスペースが確保できる。
防災広場	敷地面積約 4,700 ㎡ 敷地形状が横長の変形となる。	敷地面積 約 4,800 ㎡ ほぼ整形な敷地が確保出来る。	敷地面積 約 5,400 ㎡ 整形な敷地が確保出来る。

なお、最終的には、今後の基本・実施設計において平面計画と合わせて決定します

IV. 概算事業費の算定

1. 事業方式の整理

公共施設の整備については、従来型である設計・施工分離方式が一般的ではありませんが、近年、設計・施工一括方式や設計から建設、運営・維持管理までの一連の業務に民間の資金や技術力を活用する事例もあります。

様々な事業方式のうち、新庁舎の建設に適していると考えられる方式として、従来方式（設計施工分離発注方式）、DB（Design-Build）一括発注方式、DBO（Design-Build-Operate）方式/PFI（Private-Finance-Initiative）方式の3つについて、それぞれの特徴を整理します。

【表-9 代表的な事業方式】

項目	概要
従来方式 (設計施工分離発注方式)	設計者、施工者をそれぞれ選定・発注する方式で、公共事業では最も一般的な方式。 設計者が作成した設計図書を仕様として、施工者へ発注する。 資金調達には町が行う必要がある。 建物の詳細検討段階に発注者が関与でき、町民を含む利用者の意見を反映した柔軟な設計がしやすい。
DB 一括発注方式	設計者及び施工者を同時に選定・発注する方式。 設計者及び施工者の選定にあたっては、プロポーザルになるため、設計図書ではなく要求水準書により発注する。 設計と施工を一元化することにより、設計に施工者のノウハウを反映することが可能である。
DBO 方式/PFI 方式	民間の資金及び経営能力・ノウハウを活用して公共施設等を整備し、公共サービスを提供する方式。 設計・施工・維持管理の全ての業務を一括発注するため、発注先は民間事業者が設立する「SPC(特別目的会社)」となり、SPCが資金の調達を行い、町が事業費を割賦方式により支払う。事業者選定前にPFI発注用の要求水準書を作成する必要がある。

町民に愛され利用しやすい新庁舎を実現するためには、可能な限り町民や職員を含めた利用者の意見を反映することが重要であると考えています。上記各事業方式を検討した結果、本事業では利用者の意見が反映しやすい従来方式（設計施工分離発注方式）を採用します。

2. 発注方式の整理

基本計画策定後は、設計業務を委託する設計業者を選定し、基本設計及び実施設計を進めていきます。設計時の発注方法として、プロポーザル方式、競争入札方式、コンペ方式の特徴を以下に整理します。

【表-10 基本設計の発注方式の比較】

項目	概要	特徴
プロポーザル方式	企画提案(具体的な設計案を提案するものではない)を創造力、技術力、経験などの観点から審査し、設計者の技術力を評価して、設計者を選定する方式	<ul style="list-style-type: none"> ・判定基準や選定方法を明確にする必要がある。 ・設計者の技術力や企画力、ノウハウを活用できる。 ・設計者の技術力を評価しているため、業務遂行時に発注者側の意見を取り入れやすい。
競争入札方式	業務実績などの一定の条件を満たす設計者が設計費の入札を行い、最も安価な設計者を選定する方式	<ul style="list-style-type: none"> ・価格により判定するため、判定基準が明確である。 ・業務実績などの一定の条件を満たす設計者が選定されるが、技術力が優れている設計者が選定されるとは限らない。
コンペ方式	発注者より設計と条件をある程度明確に示し、それに基づいて提案された具体的な設計案を審査して設計者を選出する方式	<ul style="list-style-type: none"> ・設計者選定時には概ね設計を固めることができる。 ・高度な審査が必要となり、時間がかかる。 ・設計案を選定後に発注者の意見を反映することが難しい。

設計者の選定にあたっては、提案内容をはじめ応募者の技術力や企画力、ノウハウも含めて活用できること、社会情勢の変化などにも柔軟に対応できること、地産地消や地域の特色(御嵩町らしさ)を反映できることなど、総合的な観点から、設計者の発注方式は「プロポーザル方式」を採用します。

3. 概算事業費

(1) 概算事業費の試算

新庁舎の建設費は、直近の他市町事例を参考として、基本計画時点において以下の金額を見込んでいます。

新庁舎建設にあたっては、本町が求める機能や品質を確保するとともに、設計段階における延床面積の精査やコスト縮減につながる構造、仕上げ、設備等を積極的に採用し、機能的でシンプルな庁舎を目指して建設費の抑制に努めます。

なお詳細な事業費の算出は、設計段階において改めて積算していきます。

【表-11 概算事業費の試算条件】

項目	概要	面積
敷地面積	保育園・児童館の敷地面積 5,000 m ² を除く	約 32,000 m ²
新庁舎延床面積	3,600 m ² ～4,700 m ² の中間値を採用	約 4,200 m ²
防災拠点施設 (ホール)延床面積	1,500 m ² ～2,000 m ² の中間値を採用	約 1,800 m ²

【表-12 事業費の試算(消費税及び地方消費税は10%とする)】

項目	概要	金額
新庁舎工事費		約 24 億円
防災拠点施設 (町民ホール)		約 11 億円
その他経費	用地費・備品購入費・設計監理費	約 6 億円

※基本計画の段階での試算であるため、建設物価の変動、設計者からの提案等、基本設計で再度調整を行います。

※基盤造成などを含む総事業費については、今後予定している設計の中で算出していきます。

(2) 建設費の高騰について

今後の社会情勢により労務単価等が変動するため、予測は難しいですが、昨今の建設ラッシュは、東京オリンピック・パラリンピックだけでなく、今後の関東圏や関西圏での再開発事業やリニア中央新幹線の整備も控えており、また、建設業働き方改革加速化プログラムにおいて建設労働者の給与・社会保障に関する取組による、建設費の高騰が予測されます。

このため、新庁舎建設においては、工期の短縮やコスト縮減の可能性について調査・検討し、効率的・効果的な事業執行に努めていきます。

近年の公共工事設計労務単価の前年比は以下のとおりです。

【表-13 近年の公共工事設計労務単価の伸び率】

項目	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2012 比
全国平均の 労務単価	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+48.0%

出典：国土交通省

4. 財源

新庁舎等建設に係る主な財源としては、2018（平成 30）年度末までに庁舎整備基金 15.7 億円を積み立てており、これを有効に活用いたします。

今後も可能な範囲で積み立てを続け、有利な地方債である市町村役場機能緊急保全事業債、緊急防災・減災事業債、また庁舎建設に活用可能な補助金等により、一般財源への負担をできるだけ少なくなるよう努めます。

現時点では、敷地形状、地盤特性及び建物仕様等が未確定であることや、最近の建設単価の高騰により、事業費を試算することは困難な状況にあるため、基盤造成などを含む概算事業費については、今後予定している基本設計の中で算出していきます。

いずれにしても、今後厳しい財政状況が予想されることから、効率的かつ効果的にコストの縮減を図ることにより、将来の財政負担の軽減を図っていきます。

5. 長期修繕計画（インフラ長寿命化計画において、個別施設計画に記載することとされている事項）

①対象施設

御嵩町役場本庁舎、北庁舎

②計画期間

計画期間については、個別施設計画の上位計画である御嵩町公共施設等総合管理計画が中長期的な視点をもった計画（2016（平成28）年度～2055年度：40年間）としていることから同計画に合わせ、2019年度から2055年度までとします。

ただし、社会情勢の変化や公共施設等総合管理計画の変更などにより、計画内容の見直しは随時必要であることから、必要に応じてその都度見直しを行うものとします。

③対策の優先順位の考え方

1979（昭和54）年に建設された本庁舎は、行政施設の中で最も重要な施設であり、大地震の際でも倒壊や崩壊しない耐震性能を確保し防災拠点として機能する必要があります。また、災害発生時にはいち早い復旧・復興を図るための拠点として、重要な役割を担っています。

しかし、1981（昭和56）年以前に建設された建築物は、現在の耐震基準を満たしていないことから、2012（平成24）年度に耐震診断を実施した結果、現在の本庁舎は、南海トラフ巨大地震の本町の想定震度である「震度6弱」に耐えられない構造であることが判明しました。

これらの耐震基準を満たしていないことのほか、大規模改修の必要性の高まる平均築年数30年を超えていることから、早急・優先的な対応が求められています。

したがって、新庁舎の整備を優先的に行うものとします。

④個別施設の状態等

現本庁舎については以上のとおりです。北庁舎については、1992（平成4）年に新耐震基準で建設されていますが耐震診断を未実施であることから、今後診断を行う必要があります。

⑤対策内容と実施時期

対策内容は次頁で示す「御嵩町公共施設等総合管理計画」の基本方針のとおりとします。また実施時期はP.34の事業スケジュールのとおりとします。

⑥対策費用

新庁舎建設までは、御嵩町公共施設等総合管理計画に基づき費用を算出しています。新庁舎建替後の費用については時期を見て実際の費用を元に算出し見直しを行います。

長期修繕計画の考え方は、2016（平成28）年3月に策定された「御嵩町公共施設等総合管理計画」の基本方針を踏まえ、以下のとおりとします。

御嵩町公共施設等総合管理計画

第2章 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本方針

3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ① 公共施設については、施設に応じて定期的な点検・診断を実施し、老朽化や劣化箇所等を把握することなどの**予防保全型の維持管理に努め**、品質の安定化に努めます。
- ② インフラ施設についても同様に、巡視・パトロールにより定期的な点検・診断を実施し、老朽化や劣化箇所等の把握に努めます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ① 予算などとのバランスをとりながら、効果的な維持管理・修繕・更新等を図るため、施設又は施設類型ごとに**予防保全の考え方を踏まえ**、計画的な維持管理に努めます。
- ② 点検・診断を通して、優先順位をつけつつ維持管理・修繕・更新等を実施します。
- ③ 維持管理・修繕・更新等の方法は、先端技術等の積極的な調査・導入を検討し、維持管理・運営に係るコストの削減に努めます。

新庁舎完成後の管理運営における長期修繕は、以下の表に示す予防保全の考え方を踏まえて行っていきます。

【表-14 予防保全の考え方】

項目	劣化・不具合の確認方法	対処方法
予防保全	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検・日常点検における異常の有無の把握 ・更新予定時期の把握 	劣化・機能停止などにより建物全体に重要な被害が発生するため、耐用年数などを考慮して、施設に不具合が発生する前に対策を講じて、その後に不具合が発生しないように保全する維持管理方法

6. ライフサイクルコストの算定

延床面積 4,200 m²の新庁舎にかかるライフサイクルコストは以下のようになり、40年間の合計で約 44.1 億円となります。

【表-15 新庁舎にかかるライフサイクルコスト】

区分	項目	金額(億円)	備考
新庁舎建築コスト	P.28 より	24	
修繕コスト	建築	0.8	構造、外壁、内装、外構等
	電気設備	2.1	受変電、発電、通信等
	機械設備	4.5	空調、換気、給排水等
	合計	7.4	
修繕コスト以外の 運用管理費	保全コスト (経常的修繕以外)	4.7	・法令点検、定期点検、清掃等 ・経年による設備の劣化や建物躯体の損傷に対して、経常的に実施する修繕に係る費用
	保全コスト (経常的修繕)	1.1	
	改善コスト	0.6	模様替え等
	運用コスト	3.5	光熱水費等
	一般管理コスト	1.4	公租公課、保険料、事務費等
	運用支援コスト	1.4	財産台帳事務費等
	合計	12.7	
ライフサイクルコスト	総額	44.1	

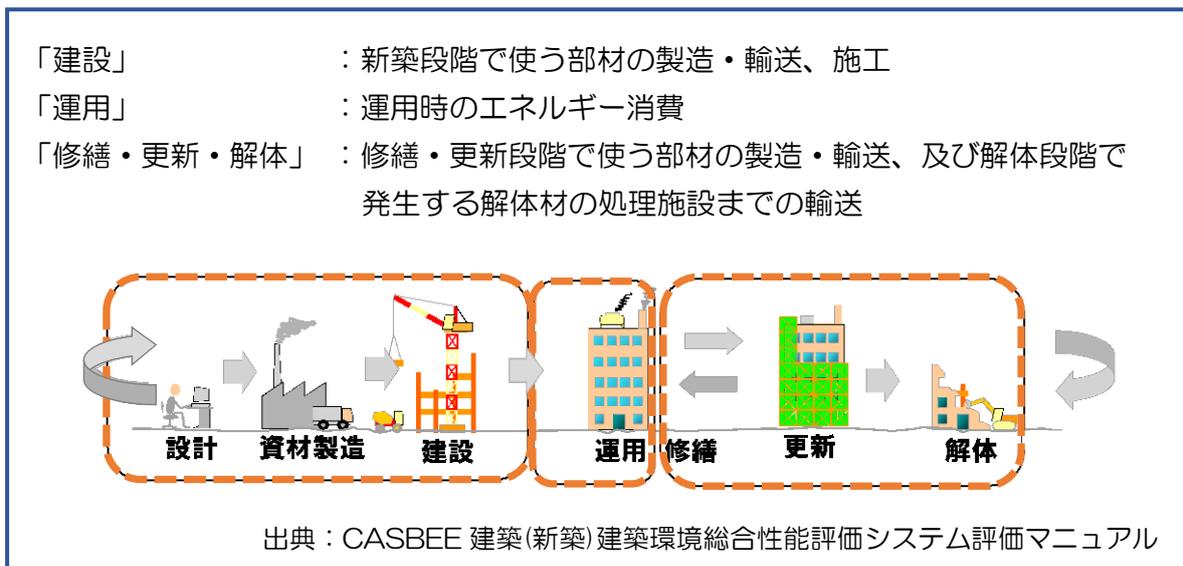
※ライフサイクルコストについては、現時点での試算であり、今後、諸条件により、変動が生じる場合があります。

7. ライフサイクル CO₂ の算定

延床面積 4,200 m²・地上 2 階・木造として、40 年間のライフサイクル CO₂ を算定します。

建築物のライフサイクル CO₂ とは、建築物のライフサイクルにおける二酸化炭素排出量を示します。新庁舎においては、省エネ手法採用等によりライフサイクル CO₂ の削減に努め、環境負荷低減を図ります。

建築物のライフサイクル CO₂ は、「CASBEE-建築（新築）2016 年版 評価ソフト」（CASBEE 建築環境総合性能評価システム）により試算します。CASBEE-建築（新築）では、以下の3分類の合計をライフサイクル CO₂ としています。



■算定結果

【表-16 ライフサイクル CO₂ 算定結果(参照値)】

区分	1 m ² あたりの 年間 CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂ /年・m ²)	年間 CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂ /年)	40 年間における CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
建設段階	14.01	58,842	2,353,680
修繕・更新・解体段階	15.99	67,158	2,686,320
運用段階	62.06	260,652	10,426,080
合計	92.06	386,652	15,466,080

※「参照値」…省エネ法の建築主の判断基準に相当する省エネ性能などを想定した標準的な建物のライフサイクル CO₂

なお、ライフサイクル CO₂ は現時点での試算であり、諸条件により今後変更が生じる場合があります。

V. 事業スケジュール

本事業のスケジュールは、2019（令和元）年度から新庁舎等の基本設計・実施設計に着手し、2020（令和2）年度の工事着工を目指します。2023（令和5）年度の供用開始を目標に進めていきます。なお、このスケジュールは各工程が順調に進捗した場合のものであり、状況に応じて変更することがあります。

【表-17 事業スケジュール】

事項/年度	平成 29 年度 2017 年度	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度
基本構想・ 基本計画	基本構想・基本計画					
敷地造成・ 周辺道路 設計		概略設計	実施設計			
庁舎等 建築設計			基本設計	実施設計		
建設工事					敷地造成・周辺道路整備	新庁舎建設
農振法 農地法 都計法 手続関係			農振法・ 農地法・都計法			

VI. 参考資料

1. 御嵩町新庁舎建設検討委員会

基本計画の策定にあたり、学識経験者や識見者、各種団体の代表者、公募委員によって構成される御嵩町新庁舎建設検討委員会を開催しました。

(1) 御嵩町新庁舎建設検討委員会開催の目的

御嵩町では、新庁舎整備を契機として、現庁舎が抱える課題を解決するとともに、高度情報化への対応など、時代を見据えた質の高い町民サービスの提供、さらに環境モデル都市として、森林資源である地域産材を活用した木造庁舎建設の実現を目指すため、2022（平成34）年度完了を目指して新庁舎整備に取り組んでいます。

御嵩町新庁舎建設検討委員会では、御嵩町新庁舎建設基本構想に基づき、庁舎の具体的な導入機能について、町民、利用者の立場から意見交換等を行い、その結果を基本計画に反映します。



(2) 御嵩町新庁舎建設検討委員会からの報告

2018（平成30）年3月13日に御嵩町新庁舎建設検討委員会の辻充孝委員長（岐阜県立森林文化アカデミー准教授）と山口健副委員長（防災リーダー会会長）により、「新庁舎に求められる機能等」について御嵩町長への報告が行われました。



(3) 第2回御嵩町新庁舎建設検討委員会まとめ

①ワークショップ開催の目的・進め方

- ・担当者から前回の振り返りと、ワークショップ開催の目的・進め方の説明

②意見交換

- ・「新庁舎に求められる機能」をテーマに、2つのチームに別れ、委員が互いに質問や意見交換をしながら、アイデアを付箋に記入



③意見整理

- ・各自アイデアを記入した付箋を模造紙に貼り、テーマ別に整理



④発表・意見交換

- ・チームごとに意見を発表し、全員で出されたアイデアを共有



■ テーマごとの全ての意見

防災拠点 機能

- ・非常用生活水
- ・非常用電源
- ・町民用ヘルメット
- ・かまどベンチ
- ・マンホールトイレ
- ・敷地の周囲に道路をめぐる
- ・駐車場以外のフリーな広場
- ・防災拠点
- ・災害時の避難所として使える
- ・軒の深い屋根
- ・耐震性、耐火性、耐久性
- ・地震に強い
- ・防災体験ルーム
- ・防災備蓄倉庫
- ・滑り台（避難経路・子どもが遊べる）

窓口・住民サービス機能

● 窓口機能

- ・総合案内窓口の設置
- ・総合案内（御嵩町に今はない）
- ・案内を分かり易いように
- ・何課がどこにあるか入ってわかる表示があるとよい
- ・求める行き先と相手がすぐに繋がる仕組み
- ・中に入ったら全体が見られるように
- ・コンシェルジュ
- ・カウンターを減らす
- ・視察に対応できる庁舎機能等の「見える化」場所の設置

● 個別相談スペース

- ・個人情報確実に守れる執務空間
- ・個室の面談室
- ・個人情報漏れないような、相談場所・個室
- ・プライバシー保護対応するときに見られない空間をつくる
- ・町民と個別に話ができる空間

ユニバーサルデザイン

● バリアフリー機能

- ・入ってすぐのエレベーター
- ・対面式エレベーター
- ・明るい開放的なエレベーター
- ・バリアフリーエレベーターをつくる
- ・大きな誘導サイン
- ・2階でもエレベーター・エスカレーター

● トイレ機能

- ・きれいなトイレ
- ・障がい者のトイレは何箇所かあったほうが良い
- ・トイレの充実（休憩室、授乳室）
- ・雨水を利用したトイレ
- ・障がい者用トイレ

町民利用機能

● 子どもスペース

- ・小さいお子さんがついて来て、話をしている間に遊べるスペースがあるとよい
- ・キッズスペース
- ・ベビーベッド
- ・子ども連れでも飽きない場所とサービス
- ・子ども達が飽きない場所とサービス
- ・子どもが気軽に集える場所
- ・託児ルーム
- ・託児スタッフ
- ・オムツ替えスペース
- ・男女トイレにオムツを替える場所
- ・授乳スペース・ウォーターサーバー

● 食堂スペース

- ・地元の食材を使ったレストラン
- ・誰もが利用できる美味しい食堂
- ・憩いの場、自販機
- ・売店、コンビニまたは飲食物の自販機コーナー（面白い食べ物など）
- ・農産物コーナー
- ・売店、コンビニ
- ・喫茶コーナー
- ・売店、コーヒーショップがあると便利
- ・おみやげ品などここでしか買えないものが買える

● 人が集まるスペース

- ・明るく、人が来たくなる様な場所
- ・軽く休憩できるテーブルと椅子
- ・人が集まれる広いスペースをつくる
- ・広く開放的なエントランスやロビー
- ・ロビー、コンサート広場
- ・町民が自由に使える室（教室関係）
- ・1Fは町民スペース、2Fは執務室
- ・開放的なスペース
- ・土日で使えるフリースペース

● 屋外スペース

- ・雨宿りできる休憩スペース
- ・雨でも入りやすい深い屋根
- ・広場とベンチ
- ・樹木（緑）あふれる空間
- ・緑が多くある場所
- ・イベントができる芝生などの広場
- ・外構に緑が豊か
- ・気持ちいい公園
- ・広々とした空間
- ・子どもが遊べる屋外スペース
- ・屋外トイレ
- ・芝生の駐車場
- ・芝生の広場
- ・親水ポケットパーク

● 情報スペース

- ・どんな団体がどんなことをしているのか知れる
- ・掲示板（町から町民、町民から町民）
- ・情報をもらえる場所
- ・展示スペース
- ・町民ギャラリー（展示場）

■ テーマごとの意見

その他

- シアタールーム（大型TV）
- 喫煙ルーム
- 勉強スペース
- 小さい図書館
- ATM
- オープンな事務スペース

駐車場・駐輪場

- 駐車場にトイレ
- 駐車場を広くする（台数）
- 広めの駐車場スペース
- 停めやすい駐車場
- 雨の日に大変にならないよう障がい者駐車場に屋根があるとよい
- 雨にぬれずに駐車場から庁舎へ

環境負荷の低減

- 低炭素建築物
- 光熱費がかからない
- 自然光を取り入れる
- 寒くない、暑くない
- 電気自動車充電器多数
- 木造
- 木の良さが出ている
- 雨水利用（トイレ、散水）
- 自然の風の流れを利用した建物
- 交通の結節点など町の中核となる機能を備える
- 太陽光発電の活用
- 電気自動車充電
- 壁面緑化
- 水素ステーション

(4) 第3回御嵩町新庁舎建設検討委員会まとめ

①前回のまとめと意見を反映した導入機能案について

- 担当者から前回のワークショップ結果の報告と、意見を反映した導入機能案について説明



②全体討議・質疑応答

- 導入機能案について、全員で全体討議と質疑応答



③閉会

- 担当者から全3回にわたる検討委員会を踏まえた今後の進め方を説明

■導入機能案に対する主な意見

(1) 災害対策拠点機能

①災害対策本部スペース

□庁舎は、災害時に応急対応、復旧・復興の活動拠点となることから、災害対策本部として構造上十分な安全を確保し、必要な機能と広さを確保して欲しい。

□マンホールトイレやかまどベンチ等、災害時に避難場所として利用できる屋外広場を整備して欲しい。

②防災備蓄スペース

□食料や飲料水等の備蓄、災害物資を保管する十分なスペースを確保して欲しい。

③ライフラインのバックアップ機能

□3日以上連続運転が可能な自家発電装置、電力供給の多重化、太陽光発電や蓄電池、雨水の活用等、ライフラインが途絶えた場合でも通常業務や災害支援活動の持続が可能な計画として欲しい。

(2) 町民サービス機能

①窓ロスペース

□明るく開放感のある、利用しやすい窓ロスペースが良い。

□町民の利用頻度が高く町民サービスに直結する窓口は1階部分に配置し、利用者目線に立った計画として欲しい。

□来庁者の相談内容、特性に合わせて、車椅子対応のローカウンターやハイカウンターを適正配置された方が良い。

□案内表示は、高齢者や障がい者等、誰もが見やすく、また、来庁者の利用目的に応じた分かりやすい表示に統一して欲しい。

②相談スペース

□プライバシーに配慮した相談室等を設置し、相談窓口機能を充実させて欲しい。

③駐車スペース

□高齢者や障がい者等にも配慮した、誰もが止めやすく利用しやすい駐車場を計画して欲しい。

□高齢者や障がい者等が雨天時でも利用しやすい駐車場計画が良い。

④その他スペース

□高齢者や障がい者等誰にでもわかりやすく利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れて欲しい。

□エントランスから一目でわかる位置にエレベーターを設置し、バリアフリーに対応した計画が良い。

□ベビーベッド等を設置したキッズスペースを配置し、誰もがゆっくり快適に過ごせるよう配慮して欲しい。

□明るく利用しやすい多目的トイレを各階に設置して欲しい。

(3) 町民交流活動機能

①町民協働・交流スペース

- 町民交流スペースとして町民ホールを整備して欲しい。
- 広場やベンチを設置し、町民交流やにぎわいの生まれる場を整備して欲しい。
- 来庁者が落ち着きとゆとりを感じるロビースペースを確保して欲しい。
- カフェや売店、ATMの設置を検討して欲しい。

②町民活動展示スペース

- 町民が制作した作品等を展示できるロビースペースがあると良い。

③多目的スペース

- 町民が多目的に利用できる空間を整備して欲しい。

④行政情報提供スペース

- 町政、町民活動地域や観光に関する情報、資料等を閲覧・提供できる場が欲しい。

(4) 行政執務機能

①執務スペース

- 将来の執務空間の変更に対応できる平面計画が良い。

②会議・打ち合わせスペース

- 目的に合わせた大小の会議室・打ち合わせスペースを整備して欲しい。

(5) 議会機能

①議場・傍聴席スペース

- 傍聴しやすく、町民に開かれた雰囲気の良い議場が良い。
- 障がい者や高齢者等誰でも利用しやすく適切な数の見やすい傍聴席を設置して欲しい。

(6) 環境共生・省エネルギー機能

①省資源・省エネルギー機能

- 自然環境負荷低減のため、自然採光・通風のほか、雨水利用や、太陽光発電・燃料電池・蓄電池など再生可能エネルギーを積極的に利用して欲しい。
- 省エネルギー技術を採用し、環境負荷の低減を図って欲しい。
- 燃料電池車や電気自動車に対応した充電スポットや水素ステーションを設置して欲しい。
- 省エネルギー設備と高効率な設備の運用を合わせメンテナンスコストを削減して欲しい。
- 屋根は雨漏りしないシンプルな形状とするなど劣化の軽減を図り、維持管理費を抑制して欲しい。

②緑化の推進

- 環境負荷低減のため、可能な部分で敷地内緑化等を検討して欲しい。

③森林資源の循環利用

- 森林資源の域内循環の促進を図るため、積極的な木材の利用を検討して欲しい。

■御嵩町新庁舎建設検討委員会 委員名簿（敬称略）

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	辻 充孝	岐阜県立森林文化アカデミー准教授
識見者	黒川 哲	一級建築士、【多治見市職員】
	知久 慎一郎	一級建築士 商工会青年部
	河方 智之	可茂森林組合 職員
	藤田 正樹	建築部門
各種団体の代表者	山口 健	防災リーダー会 会長
	松浦 好子	商工会婦人部 部長
	谷口 純子	福祉部門
公募委員	中川 洋二	農業
	大葉 浩子	理容手伝い
	西田 龍人	学生
事務局	伊左次 一郎	総務部長
	森島 嘉人	企画調整担当参事
	須田 和男	総務防災課長
	木村 公彦	庁舎整備係長
	成瀬 達也	庁舎整備係員

2. 新庁舎整備特別委員会最終報告書

令和元年5月30日

御嵩町議会

議長 山田儀雄様

新庁舎整備特別委員会
委員長 高山由行

新庁舎整備特別委員会最終報告書

本委員会に付託されている事件に関し、これまでに行ってきた調査研究についての報告をします。

1. 経過

平成28年9月1日に当特別委員会を設置し、令和元年5月14日までに、協議会を21回、特別委員会を17回開催し、住民懇談会、町執行部及び新庁舎建設プロジェクトチームとの意見交換会を行い、その他各種調査・研究を積み重ねてきました。

平成28年12月8日に第一次中間報告として、庁舎の現状や現庁舎の課題、また特別委員会の経緯を報告し、①求められる庁舎について(新庁舎への期待)、②新庁舎の建設場所について、③今後の新庁舎建設の進め方について取りまとめを行いました。その結果、新庁舎は新築移転すべきとの方向性を示しました。

平成29年12月8日の第二次中間報告では、新庁舎建設候補地のメリット・デメリットの整理並びに候補地の評価を行い、21号バイパスエリアの優位性を高く評価し、「新庁舎候補地の評価結果」を全会一致で当特別委員会の結論として位置付けることとしました。

詳細は、別添「新庁舎整備特別委員会調査の経緯等」参照。

2. 最終まとめ

今後、町においては、町民の意見も十分に参酌し、新庁舎の建設にスピード感を持って推し進めていただくことを求めます。

議会としては新庁舎の完成及び供用開始まで、引き続き町が進める基本計画・基本設計や実施設計等の点検、検証並びに議会関係施設の調査・研究を積極的に行っていくためにも、当特別委員会の存続を切望することを申し添え最終報告といたします。

＜新庁舎整備特別委員会調査の経緯等＞

年月日	名称	協議内容
平成 28 年 9 月 1 日 (木)	特別委員会 (第 1 回)	委員長・副委員長の選任
平成 28 年 9 月 7 日 (水)	特別委員会協議会 (第 2 回)	①今後の進め方について ・スケジュール ・目的 ②2 案の比較について
	特別委員会 (第 2 回)	
平成 28 年 9 月 14 日 (水)	特別委員会協議会 (第 3 回)	2 案の比較について ・現在の場所で新築する場合の課題 (建蔽率、容積率、日照権など)
	特別委員会 (第 3 回)	
平成 28 年 9 月 20 日 (火)	議会活性化研究会	特別委員会報告
	特別委員会協議会 (第 4 回)	議会活性化研究会での討議内容について
	特別委員会 (第 4 回)	
平成 28 年 9 月 29 日 (木)	特別委員会協議会 (第 5 回)	新庁舎の移転候補場所について
	特別委員会 (第 5 回)	
平成 28 年 10 月 6 日 (木)	特別委員会協議会 (第 6 回)	①新庁舎整備に係る執行部への確認内容について ②新庁舎の移転候補場所の比較について
	特別委員会 (第 6 回)	
平成 28 年 10 月 11 日 (火)	議会活性化研究会	特別委員会報告
	特別委員会協議会 (第 7 回)	①議会活性化研究会での討議内容について ②新庁舎の移転候補場所について
	特別委員会 (第 7 回)	
平成 28 年 10 月 24 日 (月)	特別委員会協議会 (第 8 回)	①新庁舎整備特別委員会の委員長報告について
	特別委員会 (第 8 回)	
平成 28 年 10 月 28 日 (金)	議会活性化研究会	特別委員会報告
平成 28 年 11 月 1 日 (火)	特別委員会協議会 (第 9 回)	①新庁舎整備に係る執行部への確認内容について ②新庁舎整備特別委員会の委員長報告について
	特別委員会 (第 9 回)	
平成 28 年 11 月 14 日 (月)	全員協議会	特別委員会報告
平成 28 年 12 月 8 日 (木)	平成 28 年第 4 回定例会	第 1 次中間報告
平成 29 年 3 月 15 日 (水)	議会と町長の意見交換会	新庁舎整備について

年月日	名称	協議内容
平成 29 年 6 月 25 日 (日)	議会住民懇談会	～新庁舎の場所と建物について考える～
平成 29 年 9 月 5 日 (火)	特別委員会協議会 (第 10 回)	①議会住民懇談会における住民意見について ・建設場所について ・建物について ②今後の進め方について
	特別委員会 (第 10 回)	
平成 29 年 9 月 12 日 (火)	議会と町長の意見交換会	新庁舎整備について
平成 29 年 9 月 20 日 (水)	議会と庁舎 PJ の意見交換会	新庁舎整備について
平成 29 年 10 月 4 日 (水)	特別委員会協議会 (第 11 回)	①庁舎基本構想進捗状況の確認について ②新庁舎建設候補地の比較について
平成 29 年 10 月 6 日 (金)	特別委員会 (第 11 回)	
平成 29 年 10 月 27 日 (金)	特別委員会協議会 (第 12 回)	①新庁舎建設候補地の比較について
平成 29 年 10 月 31 日 (火)	特別委員会協議会 (第 13 回)	
平成 29 年 11 月 10 日 (金)	特別委員会協議会 (第 14 回)	①新庁舎建設候補地の比較について ②執行部に対する検討材料の要求について
	特別委員会 (第 12 回)	
平成 29 年 11 月 16 日 (木)	特別委員会協議会 (第 15 回)	①新庁舎建設候補地の評価について ②新庁舎整備特別委員会の委員長報告について
	特別委員会 (第 13 回)	
	議会活性化研究会	特別委員会報告
平成 29 年 11 月 22 日 (水)	特別委員会協議会 (第 16 回)	①新庁舎整備特別委員会の委員長報告について
	特別委員会 (第 14 回)	
平成 29 年 11 月 24 日 (金)	全員協議会	特別委員会報告
平成 29 年 12 月 5 日 (火)	特別委員会協議会 (第 17 回)	①新庁舎整備特別委員会の委員長報告について
	特別委員会 (第 15 回)	
平成 29 年 12 月 8 日 (金)	平成 29 年第 4 回定例会	第 2 次中間報告
平成 30 年 7 月 18 日 (水)	特別委員会協議会 (第 18 回)	①新庁舎の議場等について
平成 30 年 8 月 16 日 (木)	特別委員会協議会 (第 19 回)	①新庁舎の議場等について
平成 30 年 11 月 1 日 (木)	特別委員会協議会 (第 20 回)	①新庁舎の議場等について
	特別委員会 (第 16 回))	①新庁舎の議場等について
令和元年 5 月 14 日 (火)	特別委員会協議会 (第 21 回)	①特別委員会最終報告について
	特別委員会 (第 17 回)	